

募 集 案 内

自衛隊広島地方協力本部では、下記により非常勤隊員を募集します。
非常勤隊員とは1年度内で期間を定めて雇用される防衛省職員（特別職国家公務員）です。

記

1 受付期間

令和5年1月25日（水）から同年2月3日（金）午後5時（必着）
なお、応募者多数となる場合は、繰り上げて締め切る場合があります。

2 勤務地名称・所在地・採用職種・採用予定数

勤務地名称及び所在地等	採用職種	採用 予定数
自衛隊広島地方協力本部 呉地域事務所 呉市幸町6-15 (担当地域：呉市、江田島市、坂町)	募集広報業務の補助	1名

3 任用予定期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

4 職務内容及び必要な技能・資格

職務内容	必要な技能・資格
○ 自衛官の募集に関する広報及び事務の補助（担当地域内での広報活動の補助、募集受付事務・広報資料の整理等） ○ 文書・物品管理業務等の補助 ○ 庶務業務（電話・来客対応、事務所内清掃等） ○ その他、特に命じた事項	○ パソコン（ワード、エクセル、パワーポイント等）による資料作成及びデータ集計作業ができること

5 応募資格

次のいずれかに該当する者は応募できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 自衛隊法第38条第1項の規定により防衛省職員となることができない者
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

6 試験日及び試験場所

(1) 試験日

令和5年2月15日（水）

試験日が変更となる場合があります。細部は、選考採用試験通知書によりお知らせします。

(2) 試験場所

広島県呉市幸町6-15 自衛隊広島地方協力本部 呉地域事務所

7 試験種目

面接

8 応募要領等

- (1) 事前に、次表の提出先担当に受付状況を電話でご確認いただき（受付状況の確認なく応募されたときは、応募をお断りする場合があります。）必要書類を2月3日（金）午後5時必着で提出先に郵送して下さい。なお、書類は、封筒に「非常勤隊員応募票」と朱書きして特定記録若しくは簡易書留により郵送し、郵便局の「受領証」は、「選考採用試験通知書」が届くまで大切に保管して下さい。

必要書類	必要部数	提出先
非常勤隊員応募票※ 写真（6ヶ月以内に撮影した脱帽、上半身、正面向きのもので、縦4cm・横3cm程度のもの。）を貼付して下さい。	1部	〒730-0012 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎4号館6階 自衛隊広島地方協力本部総務課 担当：人事係 082-221-2957 （電話対応は土日祝日を除く8時半から17時まで）
最終学歴（義務教育除く）の卒業証書の写又は卒業校が作成した修業証明書（受付期間に間に合わない場合は試験時提出でも可）	1部	
「選考採用試験通知書」の送付先を記載した返信用封筒（定型郵便サイズ、84円切手を貼付）	1部	

※ 非常勤隊員応募票の請求方法

ア 自衛隊広島地方協力本部ホームページからダウンロード

（A4白色紙に印刷してください。）

イ 郵送による請求

封筒に「非常勤隊員応募票請求」と朱書きし、送付先を明記して120円（速達の場合は380円）切手を貼った返信用封筒（A4判）を同封して下さい。）

請求先：〒730-0012 広島市中区上八丁堀6番30号広島合同庁舎4号館6階

自衛隊広島地方協力本部総務課人事係

ウ 来訪での請求

新型コロナウイルス対策等のため、事前にご連絡ください。

（電話対応は土日祝日を除く8時半から17時まで）

- (2) 応募された方には、試験実施日等を記載した「選考採用試験通知書」（受験票に代わる書面です。）を郵送により送付します。試験日等が変更になる場合がありますので内容を必ず確認して

下さい。2月13日（月）までに到着しない場合は上記提出先にお問い合わせ下さい。

9 試験結果通知

令和5年3月下旬頃、受験者全員に通知します。（内定者には2月下旬に電話でご連絡します。）
なお、合否の理由等、結果に関する問い合わせには一切応じられません。

10 採用後の処遇等

(1) 身 分

陸上自衛隊に勤務する非常勤隊員（防衛省職員（特別職国家公務員））

(2) 給与等

ア 日 額

7,100円から10,900円

イ 諸手当

- ・ 通勤手当（上限31,600円：所定の算定要領により支給）
- ・ 期末・勤勉手当が6月30日及び12月10日に支給します。ただし、6月30日支給分は6月1日に、12月10日支給分は12月1日に在職している者に限ります。

ウ 退職手当

支給されません。

ただし、月18日以上※の勤務を6ヶ月以上継続した場合、国家公務員退職手当法が適用され、支給対象となります。

※ 月の開庁日が20日未満の場合は、開庁日から2日を減じた日数

エ 給与の支給日等

月末締で翌月18日に口座振込で支給します。

11 人事管理等

(1) 就業時間

1日7時間45分、週5日基準（年間235日程度）

業務状況等により、時間外勤務をする場合があります。

(2) 休 日

土・日曜、祝日、年末年始6日間（無給）

なお、状況により休日に勤務を振替える場合があります。

(3) 休 暇

6か月以上勤務した場合に年次休暇（有給）10日間が付与されます。

その他に、夏季休暇（3日間）、出産（産前・産後）又は配偶者出産、配偶者出産に伴う育児参加として有給休暇、疾病及び傷病の場合は無給休暇が取得できます。

(4) 採用後は、厚生年金保険、雇用保険の対象となり、健康保険は防衛省共済組合に加入します。

ただし、国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。

また、月18日以上※の勤務が12月を越える場合は、防衛省共済組合員資格が付与されます。

※ 10項(2)ウに同じ

12 その他

- (1) 受験のための旅費、宿泊費等は支給されません。
- (2) 提出された応募票の記載事項に事実との相違が発覚した場合は、応募無効とします。
- (3) 提出された応募書類は一切返却しません。
- (4) 採用された場合、自衛隊員として法令の定め（秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）に従うことを要求されます。

【問合せ先】

自衛隊広島地方協力本部 総務課人事係（佐々木・尾花・時田）

TEL 082-221-2957（土日祝日を除く 8時半から 17時まで）

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6 番 30 号 広島合同庁舎 4 号館 6 階